

公の施設の指定管理者募集について

公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入している施設で、指定期間が令和2年3月31日に満了する施設のうち、1施設について募集が完了しています。

その他の「公共施設のあり方指針」に基づき取組を継続している施設及び新たに指定管理者制度を導入する施設について、次のとおり指定管理者候補者となる団体を募集します。

1. 指定管理の更新等について

- (1) 指定管理を更新する施設 14施設
- (2) 新たに指定管理制度の導入を行う施設 1施設

2. 指定期間について

「公共施設のあり方指針」において、見直し対象とした施設は、指定期間を2年として、引き続き見直しの方針に沿った取組を行っていきます。

新たに指定管理者制度を導入する施設は、基本の5年とします。

3. 募集方法について

指定管理を更新する14施設は、「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設及びその関連施設であること、新たに指定管理者制度を導入する1施設は、これまでの経過から特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設であるため、すべての施設を非公募とします。

※「指定管理者制度の運用に関する方針（平成27年6月策定）」に基づく非公募の判断基準

- (1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設
- (2) 地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設
- (3) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設
- (4) 市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団や第3セクター（50%以上出資）が指定管理者となっている施設
- (5) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設

(1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設【判断基準(1)】

(14施設)

①民間譲渡の対象施設（指定期間：2年）

No	施設名	担当課	現在の指定管理者
1	見晴らしの丘公園	観光課	(株)多伎振興
2	道の駅キララ多伎		
3	タラソテラピー施設		
4	ひかわ美人の湯	観光課	(株)MILまね
5	平成温泉	健康増進課	NPO法人川と湖いきいき神西

②廃止の対象施設等（指定期間：2年）

No	施設名	担当課	現在の指定管理者
6	出雲体育館	文化スポーツ課	NPO法人出雲スポーツ振興21
7	平田体育館	文化スポーツ課	NPO法人ひらたスポーツ・文化振興機構
8	佐田スポーツセンター	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
9	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」		
10	スサノオホール		
11	斐川第2体育館	文化スポーツ課	NPO 法人斐川体育協会

※佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」とスサノオホールは、廃止対象の佐田スポーツセンターとの一体的な指定管理としている。

③その他の見直し施設【いりすの丘公園関連施設】（指定期間：2年）

No	施設名	担当課	現在の指定管理者
12	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (加工房ハム・ソーセージ工房)	観光課	(有)トム
13	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農畜産物加工房A棟)	観光課	ひかわ食品加工(株)
14	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農畜産物加工房B棟)	観光課	(株)MILまね

(2) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設【判断基準(5)】

(1 施設：新たに指定管理者制度の導入を行う施設) (指定期間：5年)

No	施設名	担当課	指定管理候補者
15	ご縁広場(貸付部分を除く)	観光課	(株)アリオン

※平成29年度に実施した道の駅大社ご縁広場の新たな活用に関する事業者の募集提案において、今回、指定管理の対象とする部分(駐車場・トイレ・温泉スタンド等)を含めた一体的な管理としていた。

4. 今後のスケジュール

12月3日～1月10日	申請期間
1月29日	指定管理者候補者選定委員会
3月議会	議案提出「公の施設の指定管理者の指定について」